

名古屋市災害対策実施計画

—防災の日常化による災害に強いまちづくり—

【拡充版】

2026 年度～2028 年度
(令和 8 年度～令和 10 年度)

名古屋市

<目次>

| | | |
|-----|--|----|
| 第1章 | はじめに..... | 1 |
| 1 | 拡充版策定の背景..... | 2 |
| 2 | 拡充版の位置づけ等..... | 3 |
| 第2章 | 能登検証を踏まえた対応..... | 5 |
| 1 | 能登検証の概要..... | 6 |
| 2 | 検証結果から得られた課題と対応方針..... | 8 |
| 第3章 | 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた対応..... | 11 |
| 1 | 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要..... | 12 |
| 2 | 具体的に実施すべき主な対策（対応方針）..... | 15 |
| 第4章 | 拡充版の取組方針..... | 19 |
| 1 | 基本的な考え方..... | 20 |
| 2 | 取組方針..... | 21 |
| 3 | 施策の体系..... | 23 |
| 第5章 | 具体的事業の展開（新規事業）..... | 25 |
| 1 | 方針別個別事業の展開..... | 26 |
| | 方針2：災害対応力の強化【行政の体制強化】..... | 27 |
| | 方針3：災害に強いまちづくりの推進【行政による都市基盤の整備等】... .. | 32 |
| | その他（方針1～4にかかる横断的施策）..... | 34 |
| 2 | 新たな国土強靱化基本計画における「起きてはならない最悪の事態」... .. | 35 |
| 第6章 | 具体的事業の展開（拡充事業）..... | 39 |
| 1 | 方針別個別事業の展開..... | 40 |
| | 方針1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】..... | 40 |
| | 方針2：災害対応力の強化【行政の体制強化】..... | 42 |
| | 方針4：防災人材育成の推進【普及啓発・教育、訓練・研修】..... | 50 |
| 参考 | | 53 |
| 1 | 能登検証の結果を踏まえた事業一覧..... | 54 |
| 2 | 南海トラフ地震防災対策推進基本計画変更を踏まえた主な重点事業一覧..... | 57 |

第1章

はじめに

1 拡充版策定の背景

1) 背景

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする「令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）」が発生し、石川県の市町村を中心に甚大な被害が生じました。本市は、各分野の支援枠組みによって、3千人を超える職員を石川県七尾市などの被災地に派遣し、様々な支援活動を行いました。

近年、名古屋市近郊では大規模な地震の発生がなく、災害対応を経験していない本市にとって、現地での支援活動を通じて数多くの教訓を得たことから、これらを踏まえ、本市の災害対策の検証作業を行い、今後、対応が必要な課題等を令和7年3月に検証報告書に取りまとめました。

一方、国においては、平時から不断に万全の備えを行う「徹底した事前防災」に取り組むとともに、災害発生時の司令塔機能を抜本的に強化するため、令和8年中の防災庁設置に向けた検討が進められています。

また、令和7年3月に南海トラフ地震の新たな被害想定が公表され、9月には南海トラフ地震が今後30年以内に起きる確率が「60～90%程度以上」と、依然として高い状態であることが示されました。同年7月には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、今後の地震防災対策の具体目標が数多く設定されるなど、国だけでなく、地方自治体、防災関係機関も含めて、スピード感を持った災害対策の推進が求められています。特に、国において、「避難生活に係る基本的な考え方」として、避難場所に関わらず、支援が必要な人に必要な支援がなされるよう、「場所（避難所）の支援」から「人（避難所等）の支援」への考え方の転換が図られています。

令和6年12月に改正された「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においては、スフィア基準を満たす避難所とするため、避難スペースの確保をはじめ避難生活に必要な物資の備蓄などが求められていることから、本市においても避難生活における良好な生活環境の確保をはじめとした、被災者支援の充実に取り組む必要があります。

これまで本市においては、令和6年3月に策定した名古屋市災害対策実施計画に基づき災害対策の推進を図ってきたところですが、こうした動きを受けて必要な対策を見直すことにより、災害対策を充実させることが必要です。

2) 拡充版の概要

名古屋市災害対策実施計画【拡充版】は、昨年度末に公表した「能登半島地震を踏まえた本市の災害対策の検証（以下「能登検証」という。）」内容や、令和7年7月に変更された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」など国の方針のほか、昨今の社会情勢を踏まえ、令和8年度から10年度までにおいて、新たに取り組む「新規事業」、既に実施計画に位置付けられている事業から取り組む内容を拡充・見直しを行う「拡充事業」の2つの区分により、今後の具体的な取組を掲載しています。

今後は、現行計画に名古屋市災害対策実施計画【拡充版】を新たに加えることにより、これまで以上に、関係局区室と密に連携し、総合的かつ計画的に災害対策に取り組んでまいります。

2 拡充版の位置づけ等

1) 拡充版の位置づけ

本計画は、計画期間を令和6(2024)年度から令和10(2028)年度とする、現行の「名古屋市災害対策実施計画」における拡充版として位置づけています。

なお、本計画は現行計画と同様に、「名古屋市地域強靱化計画」を指針としながら、そのアクションプランとして作成するものであり、「名古屋市地域防災計画」の個別計画として位置付けるとともに、「名古屋市総合計画2028」とも整合を図ってまいります。

<イメージ図>



令和6年3月策定
(計画年度：R6～10)

令和8年3月策定
(計画年度：R8～10)

2) 計画期間

拡充版は、現行計画における計画期間と整合を図り、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間で実施する災害対策を対象とします。

3) 進行管理

本計画は、現行計画と同様に、毎年度その実施状況を把握し、「名古屋市危機管理対策本部会議」において進捗状況の報告と評価を行った上で、公表します。

また、新たな課題の発生等により、当初の計画どおりの進捗が見られない取組が出てきた場合についても、「名古屋市危機管理対策本部会議」において検証し、フォローアップを行います。

第2章

能登検証を踏まえた対応

1 能登検証の概要

1) 検証の目的

能登半島地震における支援活動から浮き彫りとなった課題、被災地で見えた課題等を踏まえて、令和6年度に、本市の大規模地震に向けた備えを改めて確認するなどし、今後の本市の災害対策を充実・強化することを目的とした検証を行いました。

2) 検証対象業務

検証の対象とした業務は、本市が石川県七尾市を支援した業務を中心に、以下のとおり整理しました。

| 区分 | 業務名 | 主な所管局室 |
|--------|--------------------|---------------------|
| 主な支援業務 | 1 総括支援 | 防災危機管理局 |
| | 2 避難所運営支援 | 防災危機管理局 |
| | 3 被災者生活再建支援金関係 | 防災危機管理局、健康福祉局 |
| | 4 建物被害認定調査 | 財政局 |
| | 5 罹災証明書発行関係 | スポーツ市民局 |
| | 6 公費解体関係 | 環境局 |
| | 7 公衆衛生看護活動 | 健康福祉局 |
| | 8 応急仮設住宅関係 | 住宅都市局 |
| | 9 教育委員会事務局勤務の教員の派遣 | 教育委員会事務局 |
| その他 | 10 災害対策本部運営 | 防災危機管理局 |
| | 11 受援・他機関連携 | 防災危機管理局 |
| | 12 広報・広聴 | 防災危機管理局、市長室、スポーツ市民局 |
| | 13 物資 | 防災危機管理局、健康福祉局 |
| | 14 その他 | 関係局室 |
| 参考 | 15 緊急消防援助隊 | 消防局 |
| | 16 上下水道復旧 | 上下水道局 |

3) 検証方法

今回の検証では以下のフローで実施し、被災地での 172 事項の課題を抽出・整理した上、今後、本市として対応が必要な課題を明確化しました。

- ① 派遣職員アンケート、有識者ヒアリング等を実施し、検証対象業務について、被災地における課題を抽出
- ② 抽出した被災地における課題について、本市の人口規模や立地条件等を踏まえて検討し、本市の課題として整理
- ③ 本市の対応状況に照らして分析し、定性的な評価を行い、今後本市として対応しなければならない課題として明確化
- ④ 「対応中、要拡充、要見直し、新規（未対応）」と評価した課題について、対応策を検討

4) 総括

今回の検証により明確となった課題について、「災害対応力の強化」「被災者支援の充実」「地域防災力の強化」「多様な機関との連携強化」「防災DXの推進」の5つの項目に整理しました。

さらに、これら取組の推進にあたっては、南海トラフ地震に捉われず、活断層型地震など、様々な地震リスクを想定していくことが必要であることを再確認しました。

加えて、課題に対応する施策を実現するためには、一自治体だけでは限界があるため、状況に応じて国や県に対して、財源や法令、制度、施策等に対する要望を行うことも必要です。

今回の検証結果においても、国全体で統一的な基準が必要な事項や、平時からの備えとして市民の皆様積極的に活用いただく支援制度の拡充などが課題として挙げられました。

なお、特に防災に関する施策については、令和6年度末に、本市の発案によって、20の政令指定都市と東京都で構成される「21大都市防災担当部局長会議」が新たに設置されたところです。

今後、大都市で抱えている防災上の課題の解決や、必要な国の財政措置が図られるよう、こうした部局長会議の枠組も活用しながら、さらなる災害対応力の強化に努めていくことが必要です。

2 検証結果から得られた課題と対応方針

検証結果に基づき整理した5つの項目について、各項目における課題と対応方針を記載しています。

1) 災害対応力の強化

<課題>

大規模災害が発生した場合に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらには社会経済活動を早期に再開させるためには、行政の迅速かつ的確な対応が求められます。

<対応方針>

市全体で災害対応を円滑に進められるよう、職員に対して、災害時の分担任務や具体的な業務等の周知徹底を図るとともに、研修・訓練の実施、人員体制の確保、防災活動拠点の機能強化など、災害対策の拡充・見直しにより、災害対応力の強化に向けた総合的な対策を推進してまいります。

2) 被災者支援の充実

<課題>

被災された方々への支援策として、避難所での生活支援、罹災証明書発行、公費解体、応急仮設住宅の入居などに関して、様々な課題が浮き彫りとなりました。

<対応方針>

発災直後から良好な避難生活の環境が確保されるよう必要な対応を検討するとともに、迅速かつ的確な被災者支援を実施すべく、実務マニュアルの整備・充実など、平時からの準備を進めてまいります。

3) 地域防災力の強化

<課題>

大規模災害発生時においては、行政による対応には限界が生じ、市民や事業者の役割が大変重要となることから、市民や事業者の事前の備えの推進などによって、「命を守る」ための避難対策の強化が必要となります。

<対応方針>

様々な災害リスクを想定し、地震対策に活かすため、平常時から幅広い世代の多くの市民が防災に関心を持ち、地域の防災活動への参加が進むよう促し、発災時においてともに助け合う共助の力がさらに向上するよう、地域防災力の強化に取り組むとともに、地域防災活動を支援するため、区の組織体制の強化に向けた検討を行ってまいります。

4) 多様な機関との連携強化

<課題>

大規模災害発生時には、行政だけではリソースが不足することが想定されるため、専門的なノウハウを持つNPOや民間企業等の力は必要不可欠であり、様々な分野において、災害協定の締結など、多様な機関との連携強化が必要となります。

<対応方針>

国・自治体・民間団体で役割分担や連携の仕組みづくりについて検討するほか、民間物流倉庫を活用した拠点を検討するなど、多様な機関との連携強化に取り組んでまいります。

5) 防災DXの推進

<課題>

災害対応の効率化・高度化のため、デジタル技術をはじめとする先進技術を積極的に活用することが重要であり、行政の力だけではなく、民間の技術力や創意工夫を生かして取り組むことが必要です。

<対応方針>

様々な災害対応において、これまで紙で行っていた業務のデジタル化やシステムの機能強化、通信手段の確保、先進技術の活用検討など、より一層の公民連携による防災DXの推進に取り組んでまいります。

第3章

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 の変更を踏まえた対応

1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

1) 計画の位置づけと目的

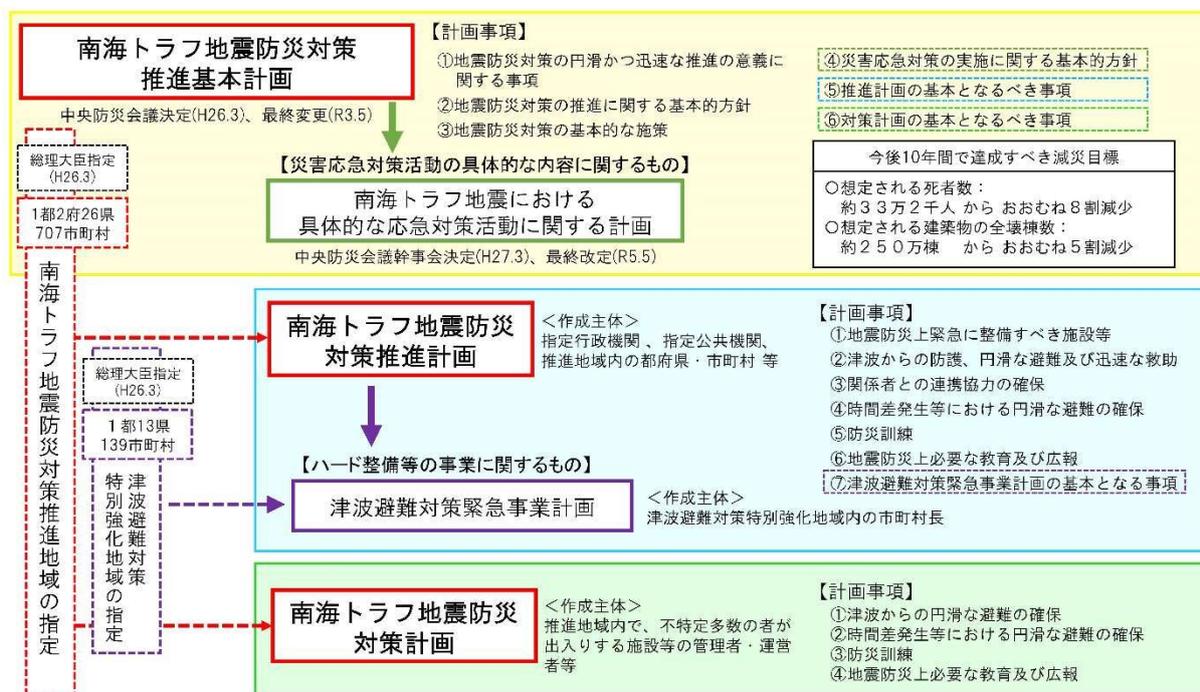
「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「推進基本計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため、国の中央防災会議が作成し、実施を推進する計画です。

計画の冒頭で、地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義として、予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要であると記載されています。

南海トラフ地震防災対策推進地域内（1都2府26県707市町村）の都府県・市町村は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとされています。

推進地域に指定されている本市では、「名古屋市地域防災計画」のうち南海トラフ地震に関する事項（平時に取り組む重点施策に関する事項、防災訓練、教育、災害時における津波からの防護・避難確保・救助、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等）について定めた部分や、「名古屋市災害対策実施計画」において本計画期間における地震防災対策の事業を、本市の推進計画として位置付けています。

<特別措置法に基づく地震防災対策の体系>



出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

2) 背景

令和7年3月、国の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における新たな被害想定が公表され、想定される被害は、最大で死者約29.8万人、建物被害約235万棟、津波浸水域は広範囲に及びます。さらに、避難生活中の支援不足による災害関連死は最大約5.2万人と推計されています。

公表された新たな南海トラフ地震の被害想定と、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、令和7年7月に推進基本計画が変更されたところです。

なお、南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とし、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するなど、依然として高い状態にあります。（令和7年9月 地震調査研究推進本部公表）

<南海トラフ地震の被害想定について>

<新たな被害想定>

| R7被害想定 | |
|--------|--|
| 直接死 | 約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s |
| | 建物倒壊 約7.3万人 |
| | 津波 約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) |
| | 地震火災 約0.9万人 |
| 災害関連死 | 約2.6万人～約5.2万人 ※発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれあり |

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日報告書）とまとめ

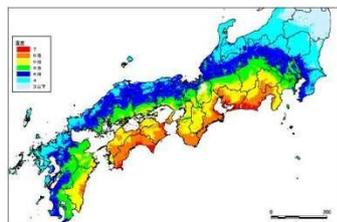
【南海トラフ地震による被害の特徴】

※下欄・今回の見直しで追加となった項目

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴う人的・物的資源の減少
- ⑤ 大都市や離島・半島、孤立可能性地域などの地理的特性
- ⑥ ①～⑤から、その被害は広域かつ甚大
- ⑦ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

※震度6弱以上又は津波高3m以上となる市町村：
・31都府県の764市町村（面積：全国の約3割、人口：全国の約5割）

<想定される震度分布>



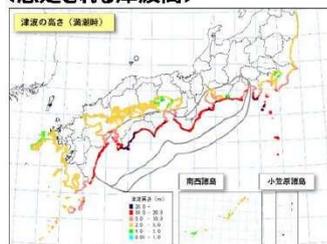
神奈川県から鹿児島県までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生

震度6弱以上の市町村数
601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生

震度7の市町村数
143市町村→149市町村

<想定される津波高>



福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達

高知県幡豆郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲で津波による浸水が発生

【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高（高潮時）】

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

3) 南海トラフ地震対策における重点施策

推進基本計画においては、津波や建物倒壊等による直接死を減らす「命を守る」対策とともに、災害関連死を防ぐ「命をつなぐ」対策について、特に重要な施策として位置付けられています。

事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあることから、全ての施策を一律に推進するのではなく、地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策について、おおむね 10 年間で完遂すべき重点施策として具体的に定め、今後重点的に推進することが定められています。

また、重点施策については、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととされています。

< 推進基本計画の変更のポイント >

新たな今後10年の減災目標の設定

- 想定される死者数 : 約29万8千人から おおむね 8 割減少
- 想定される建築物の全壊焼失棟数 : 約235万棟から おおむね 5 割減少

※ 備蓄等の地震発生への備えやライフライン・インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す

減災目標達成に向けた施策の推進

- 減災目標を達成するための各種施策の推進に当たっては、具体目標を定め進捗状況を把握・評価。
- 具体目標は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に切り出した目標を新たに設定。
※ 国土強靱化実施中期計画等を踏まえたものを設定
※ 防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを実施
- 「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な施策については、特に重要な具体目標を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進。

具体的に実施すべき主な対策

① 社会全体における
防災意識の醸成・
総合的な
防災体制の構築

② 被害の絶対量を
減らす取組

③ ライフライン・
インフラの強化

④ 救助体制・
救急救命を強化する
施策・防災DX

⑤ 被災者支援、
災害関連死防止
の対策

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

2 具体的に実施すべき主な対策（対応方針）

推進基本計画においては、南海トラフ地震対策に係る事項について、ハード・ソフト両面にわたる総合的な観点から記載されており、その中でも「具体的に実施すべき主な対策」として大きく5つの項目で整理・記載されています。

- ①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築
- ②被害の絶対量を減らす取組
- ③ライフライン・インフラの強化
- ④救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX
- ⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

本市においても、国の推進基本計画に対応した上記の5つの項目について、本市の特性等を踏まえた上で、南海トラフ地震対策として、「名古屋市災害対策実施計画における主な事業」を巻末の（参考）にあるとおり整理し、引き続き取組の推進を図ってまいります。

1) 社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

「社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築」における主な対策として、推進基本計画では以下のとおり具体的な項目が記載されています。

① 社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

| | |
|---|---|
| 安全で確実な避難の確保 ○ 津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施 水害ハザードマップ作成の手引きの普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。 【具体目標】 ・ 津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 <推進地域（市町村）> 100%【R12】 ○ 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備 災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するため、防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段（Jアラートによる自動起動機能を含む。）の整備促進を図る。 【具体目標】 ・ 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備率 <推進地域（市町村）> 100%【R12】 | NPO・ボランティア団体等民間主体との連携 ○ ボランティア活動の実施に向けた環境整備 多様な主体間における連携を促進し、ボランティアが活動するための環境整備を推進する。 【具体目標】 ・ 都道府県域における災害中間支援組織の設置率 <推進地域（都府県）> 100%【R12】（55%【R5】） |
| 防災教育・防災訓練の充実 ○ 防災教育の推進 防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。 【具体目標】 ・ 災害安全について指導している学校の割合 <全国> 100%【毎年度】（95.6%【R5】） | 広域連携・支援体制の確立 ○ 地方公共団体の受援体制の確保 受援計画作成の手引きの充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。 【具体目標】 ・ 地方公共団体の受援計画の策定率 <推進地域（市町村）> 100%【R15】（80%【R6】） |
| | 後発地震への対応 ○ 電子基準点網等の耐災害性強化対策 災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、耐災害性強化対策を実施する。 【具体目標】 ・ 電子基準点網における耐災害性強化対策（機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等）の完了率 <推進地域（市町村）> 100%【R12】（63%【R5】） |

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

2) 被害の絶対量を減らす取組

「被害の絶対量を減らす取組」における主な対策として、推進基本計画では以下の具体的な項目が記載されています。

② 被害の絶対量を減らす取組

| | |
|---|---|
| 建築物の耐震化等 ○ 住宅等の耐震化 耐震性が不十分な住宅・建築物について、耐震診断、耐震改修及び建替え等の耐震化を図るとともに、資金不足等でやむを得ず本格的な耐震改修等を行えない場合でも段階的又は部分的な耐震改修工事の実施、耐震シェルターや耐震ベット等の導入等を図る。 【具体目標】 ・ 居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率） <推進地域（市町村）（15,000人未満を除く。）> 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※（90%【R5】） ※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定 ○ 家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策 対策の普及を図るとともに、ウェブサイトを、パンフレット、SNS等の活用や小売業者等との連携等により家具の固定についての周知を図る。 【具体目標】 ・ 家具の固定率 <全国> 60%【R17】（36%【R4】） | 津波に強い地域構造の構築 ○ 海岸保全施設整備の推進 津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、高上げ等を推進する。 【具体目標】 ・ 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率 <推進地域（市町村）> 50%【R12】（42%【R5】） ○ 避難場所・避難経路の整備 津波避難タワー等の避難場所の整備や、早期避難が可能となるよう、海岸堤防スロープ等の避難経路の整備を推進する。 【具体目標】 ・ 災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合 <推進地域（市町村）> 45%【R12】（10%【R5】） |
| 火災対策 ○ 電気に起因する出火の防止 大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。 【具体目標】 ・ 若しくは危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合 <推進地域（市町村）> 100%【R12】 | 総合的な防災力の向上 ○ 事前復興に向けた取組の充実 復旧・復興ハンドブックの活用による事前復興の検討に関する周知を行うとともに、事前復興まちづくり計画策定の促進を図る。 【具体目標】 ・ 事前復興まちづくり計画等の策定完了率 <推進地域（市町村）> 9%【R12】（3%【R6】） |

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

3) ライフライン・インフラの強化

「ライフライン・インフラの強化」における主な対策として、推進基本計画では以下の具体的な項目が記載されています。

③ ライフライン・インフラの強化

ライフライン施設の耐震化等

○発電・送電システムの耐震化等

長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないよう、発電・送電システムの耐震性の向上や供給裕度の確保を図る。
電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策を実施する。

【具体目標】

・広域連系システムのマスタープラン※を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画所定時点））の整備完了率
＜全国＞ 100%【R12】
※「広域系統長期方針（広域連系システムのマスタープラン）」（令和5年3月電力広域的運営推進機関）

【具体目標】

・電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率
＜推進地域（市町村）＞ 69%【R12】（62%【R5】）

○上下水道施設の耐震化

上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を図る。

【具体目標】

・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合
＜推進地域（都府県）＞ 32%【R12】（12%【R5】）

○通信・放送施設の対策

通信インフラについて、ネットワークの多重化、非常用発電施設の整備等の対策を進める。

【具体目標】

・災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R16】

インフラ施設の耐震化等

○交通インフラの機能維持に向けた対策

道路、鉄道、港湾、空港における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化や津波からの浸水対策等の取組を進める。

【具体目標】

・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
＜推進地域（市町村）＞ 90%【R12】（84%【R5】）

基幹交通網の確保

○早期復旧に向けた体制構築

ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標】

・道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率
＜推進地域（7ブロック）＞ 100%【R8】

石油コンビナート対策（長周期地震動対策）

○石油コンビナート施設の被害防止

石油コンビナート施設の長周期地震動に対する耐震化を引き続き維持する。石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。くわえて、レベル2の津波による浸水が想定される製油所等で、漂流物対策の実施が必要な場所を特定するための調査を行い、当該結果を踏まえて石油コンビナートの強靱化を推進する等、対策の具体化を検討し、大規模火災・海洋汚染の防止及び経済活動の維持・継続を図る。

【具体目標】

・屋外タンクの長周期地震動に対する耐震化率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【毎年度】（100%【R6】）

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

4) 救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

「救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX」における主な対策として、推進基本計画では以下の具体的な項目が記載されています。

④ 救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

救急救命を強化する施策

○医療施設・社会福祉施設等の耐震化

災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターのみならず、一般病院・診療所や社会福祉施設等の耐震性が不十分な建物について、耐震補強や非構造部材の対策等を図る。

【具体目標】

・災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R23】（82%【R4】）

○ODMATの充実

DMATの養成や、DMAT事務局の体制を強化する。

【具体目標】

・各災害拠点病院におけるDMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上又は地域災害拠点病院1チーム以上）
＜全国＞ 100%【毎年度】（100%【R6】）

○医療コンテナの活用

可動性のある医療コンテナの整備充実を図る。

【具体目標】

・可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏の割合
＜推進地域（都府県）＞ 100%【R12】※（66%【R6】）
※災害時の活用方法について厚生労働科学研究会を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都府県全体で各二次医療圏1層以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。

救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実

○緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化

緊急消防援助隊の消防部隊等の増強や必要な車両等の整備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。

【具体目標】

・緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合
＜全国＞ 100%【R10】（92%【R6】）

○OTEC-FORCE活動の強化

TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施等のTEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。

【具体目標】

・TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化（DiMAPSをはじめとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率
＜全国＞ 100%【R12】（16%【R5】）

デジタル技術を活用した防災対策の推進

○新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進

関係機関の防災情報システムとのデータ自動連携により迅速に情報を集約・共有する防災デジタルプラットフォームを構築する。

【具体目標】

・地方公共団体等における新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用率
＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞ 100%【R12】

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

5) 被災者支援、災害関連死防止の対策

「被災者支援、災害関連死防止の対策」における主な対策として、推進基本計画では以下の具体的な項目が記載されています。

⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

避難者等への対応

○避難所の設備の充実

避難所の環境整備を推進する。

【具体目標】

- ・ スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合

<全国> 100%【R12】※

※ 令和6年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

○避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進

地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地としての機能を確保する。

【具体目標】

- ・ 広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

<推進地域（市町村）> 50%【R12】※（31%【R4】）

※ ソフト施設により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

○キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設

災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化などを推進する。

【具体目標】

- ・ 被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数

<全国> 1,000台【R12】※

※ 関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

食料・水、生活必需品等の物資の調達

○備蓄の充実、物資の情報管理の整備

地方公共団体や住民等における備蓄の充実を進めるとともに、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備する。

【具体目標】

- ・ 地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率

<推進地域（都府県）> <推進地域（市町村）> 100%【R12】

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○緊急輸送体制の確保

発災時の緊急輸送体制を確保するための対策を推進する。

【具体目標】

- ・ 全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率

<全国> 100%【R17】（62%【R6】）

燃料の供給対策

○災害時に備えた燃料供給体制の確保

災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能が確保されるよう災害対応訓練を実施する。

避難所となり得る施設や避難困難者が多数生じる施設への軽油やLPガス等の燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

【具体目標】

- ・ 地域の燃料供給拠点となるサービスステーションにおける災害対応訓練実施率

<推進地域（都府県）> 100%【R12】

10

出典：内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更説明資料」

第4章

拡充版の取組方針

1 基本的な考え方

本市では、令和6年3月に「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、「防災の日常化による災害に強いまちづくり」を理念に、計画期間である令和6年度から10年度にかけて、発災から時間の経過に沿った各フェーズにおいて「めざす姿」を掲げています。（下記の図のとおり）

また、めざす姿を実現するための方針として、市民・事業者等への支援を「地域防災力の強化」の方針として位置付け、ソフト対策とハード対策に分けて整理するとともに、行政による取組を、ソフト対策が主体の「災害対応力の強化」、ハード対策が主体の「災害に強いまちづくりの推進」として方針に位置付けています。

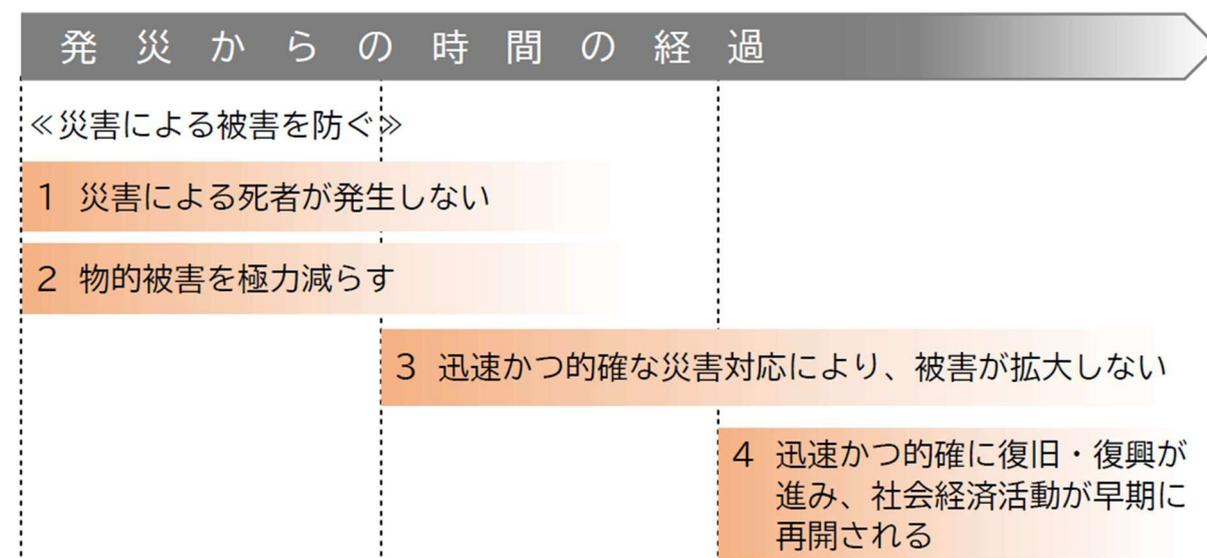
さらに、市民・事業者・市職員一人ひとりが日頃から防災・減災を意識して行動することが当たり前となる社会を構築することにより、災害に強いまちナゴヤを実現するために、「防災人材育成の推進」を方針に位置付け、これら4つの取組方針のもと、災害対策を推進することとしています。

現行の実施計画の策定以降、能登半島地震において、災害対策における様々な課題が生じていることや、国においても法改正や計画の見直しなどが行われ、そうした昨今の社会情勢の変化等を踏まえた災害対策が重要となっています。

また、防災庁の設置にあたって、国があらゆる施策を推進・加速させていく機会を捉え、本市としても、これまで以上に国や県、関係機関等と連携し、徹底的な事前防災の推進・加速を図ることが必要です。

以上のことから、拡充版においては、現行の実施計画の基本的な考え方や取組方針、施策の体系を踏襲しつつ、能登検証、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえ、本市の災害対策をより一層充実すべく、現行の実施計画に掲げる事業はもとより、拡充版に掲げる新規事業及び拡充事業を含め、本市としてスピード感を持って総合的に推進してまいります。

<災害対策実施計画に掲げるめざす姿>



2 取組方針

方針1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】

ア ソフト対策

大規模災害が発生した場合には、行政による対応には限界が生じ、市民や事業者の役割が大変重要となることから、「自らの命を自ら守る」ための事前の備えの推進や地域における災害の特性を踏まえた防災活動の推進など、「命を守る」ための避難対策の強化が必要となります。

そのため、生活物資等の家庭内備蓄の実施をはじめ、災害リスクや避難場所等の把握、避難行動計画の作成、災害時における事業継続性確保など、市民や事業者の主体的取組・連携による地域防災力の一層の強化を促進します。

<主な取組内容>

- ・ハザードマップの周知・啓発方法の見直し
- ・感震ブレーカーのさらなる設置促進

イ ハード対策

大規模災害が発生した場合に被害を軽減させ、社会経済活動を早期に再開させるためには、市民や事業者の所有施設における迅速な避難行動に資する施設整備や構造の強靱化が大変重要となります。

そのため、民間建築物や住宅の耐震化、木造住宅密集地域の改善など、地域防災力の一層の強化を支える空間・設備の強化を進めます。

方針2：災害対応力の強化【行政の体制強化】

大規模災害が発生した場合に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会経済活動を早期に再開させるためには、行政の迅速かつ的確な対応が求められ、防災拠点機能の確保と災害対応力の強化が必要となります。

そのため、防災拠点の機能強化、受援体制の確立、物資等供給体制の充実、良好な生活環境の確保など、災害対応力の一層の強化を図る施策を推進します。

<主な取組内容>

- ・デジタル技術等を活用した効率的かつ効果的な避難者支援体制の構築
- ・スフィア基準を踏まえた、避難生活における良好な生活環境の確保
- ・制度改正等を踏まえた受援計画見直しによる、受援体制の強化

方針 3：災害に強いまちづくりの推進【行政による都市基盤の整備等】

大規模災害が発生した場合に壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い施設整備を行うことで、市民の命を守るとともに、被害を最小に抑え発災後の一定レベルの市民生活や地域経済を支える防災インフラの充実・強化を行い、被災後には迅速な復旧・復興などの対応が求められます。

そのため、緊急輸送道路等の整備、河川の整備、橋りょうの耐震化、浸水対策のほか、災害時における上下水道施設をはじめとしたライフラインの確保など、災害に強い都市基盤の整備を図る施策の推進や、立地適正化計画における市民・事業者の災害リスクを踏まえた土地利用の誘導を図るとともに、被災後の対応（復旧・復興）に備える取組を進めます。

<主な取組内容>

- ・上下水道施設の被害状況等を共有・集計するシステムの構築
- ・上下水道施設の早期復旧体制の強化

方針 4：防災人材育成の推進【普及啓発・教育、訓練・研修】

市職員が迅速かつ的確な災害対応業務を実施できるよう、また、市民や事業者それぞれが災害を「自分事」として捉え、日頃から防災・減災を意識して行動し自分や家族の命を守る行動を取れるとともに、地域で協力して助け合える関係を構築できるように自助・共助の意識を高め、防災人材育成を推進することが大変重要となります。

そのため、各種媒体を活用した戦略的な普及啓発、防災訓練、児童・生徒への防災教育等を実施し、「防災の日常化による災害に強いまちづくり」に向けた施策を推進します。

<主な取組内容>

- ・災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練の充実化
- ・港防災センターの移転改築の推進

3 施策の体系

本計画においては、施策の体系表を以下のとおり、展開します。

(体系表には、主な新規・拡充事業の事業番号と事業名を記載しています。)

<体系表>

| | 災害による被害を防ぐ | | めざす姿3 迅速かつ的確な 災害対応により、 被害が拡大しない | めざす姿4 迅速かつ的確に 復旧・復興が進み、 社会経済活動が 早期に再開される |
|----------------|---|--|--|--|
| | めざす姿1 災害による死者 が発生しない | めざす姿2 物的被害を 極力減らす | | |
| 方針1 継続の強い推進 | 1-1：市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上 <ソフト対策> ・災害リスクや避難場所等を把握し、迅速に避難する(民、事) <ハード対策> ・浸水被害の防止・軽減に寄与する(民、事) 1 水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発【拡充】 | 1-2：住宅・建築物等の被害拡大の防止 <ソフト対策> ・地震時の出火防止対策を講じる(民) <ハード対策> ・住宅等において自らの安全を確保する(民、事) 14 感震ブレーカーの設置促進【拡充】 | 1-3：地域の災害対応体制の強化 ・相互に連携し、初期消火を行う(民、事) | 1-4：地域の生活再建力の向上 ・食糧・飲料水を備蓄する(民、事) ・助け合いにより、良好な避難生活を送る(民) ・迅速な生活再建に向けて備える(民) ・事業を早期に再開する(事) |
| 方針2 継続の強い推進 | 2-1：「命を守る」避難対策の強化 ・避難場所等を確保するとともに、迅速に情報を収集し、伝達する 29 災害時の情報収集・共有体制の充実・更新【拡充】 34 災害時における広報・広聴活動の推進【拡充】 | 2-3：行政の災害対応体制の強化 ・帰宅困難者の支援体制を確保する ・防災拠点機能を確保する ・災害拠点病院等の医療機能を確保する ・消火・救助体制を確保するとともに、火災の延焼を防止する 175 総合支援窓口開設・運営にかかる業務体制の確保【新規】 | 2-4：避難生活・生活再建支援体制の強化 ・災害廃棄物を処理する ・速やかに住まいを確保する ・備蓄や調達により食糧等を確保する ・良好な避難生活環境を確保する 80 指定避難所における良好な生活環境の確保【拡充】 179 避難者支援の推進【新規】 | |
| 方針3 蓄積に強い推進 | 3-1：「命を守る」都市基盤の整備 ・公共施設において市民の安全を確保する ・浸水被害を防止・軽減する ・土砂災害を防止する | 3-3：迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備 ・輸送ルートを確認する 184 災害情報システムの構築【新規】 | 3-4：避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備 ・ライフラインを確認する 185 上下水道施設の早期復旧体制の強化【新規】 | |
| 方針4 | 防災人材育成の推進 ・防災意識向上に係る普及啓発・教育 ・防災意識向上に係る訓練・研修 135 災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練【拡充】 146 家屋被害調査研修の実施【拡充】 | | | |
| | その他 (方針1~4にかかる横断的施策) | 186 南海トラフ地震等被害想定調査及び対応検討【新規】 | | |



第5章

具体的事業の展開(新規事業)

1 方針別個別事業の展開

1) 表の見方

個別事業の内容

| | | | | | | | |
|-----|------|---|----|----|--|-----|--------|
| 175 | 事業名 | 総合支援窓口開設・運営に係る業務体制の確保 | | | | 所管局 | 防災、関係局 |
| | 事業概要 | 大規模災害発生時、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを行う総合支援窓口の開設・運営を円滑に実施するため、訓練を実施するとともに必要に応じてマニュアルを更新します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施・検討 | | | | | |
| | | 現況 (R6年度末) | | | 計画目標 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 総合支援窓口開設・運営マニュアルの作成 総合支援窓口開設・運営訓練の実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> 総合支援窓口開設・運営訓練の実施 総合支援窓口開設・運営マニュアルの検証・更新 | | |

現況

【新規事業】

・令和6年度末における取組内容や実績事業量を記載

【拡充事業】

・令和5年度末における取組内容や実績事業量を記載

計画目標

・原則、令和10年度における取組内容や計画見込み事業量を記載

(所管局の略称)

※所管局については、以下の略称で記載

| 局名 | 略称 |
|---------|----|
| 会計室 | 会計 |
| 防災危機管理局 | 防災 |
| 市長室 | 市長 |
| 総務局 | 総務 |
| 財政局 | 財政 |
| スポーツ市民局 | ス市 |
| 経済局 | 経済 |
| 観光文化交流局 | 観文 |
| 環境局 | 環境 |

| 局名 | 略称 |
|---------|----|
| 健康福祉局 | 健福 |
| 子ども青少年局 | 子青 |
| 住宅都市局 | 住都 |
| 緑政土木局 | 緑土 |
| 教育委員会 | 教育 |
| 消防局 | 消防 |
| 上下水道局 | 上下 |
| 交通局 | 交通 |
| 区役所 | 区 |

2) 方針別個別事業の展開（新規事業）

方針の名称は、災害対策実施計画における取組方針を示しています。

新規事業の事業番号は、現行計画の事業番号（174 事業）に引き続く通番としています。

方針 2：災害対応力の強化【行政の体制強化】

2-3 行政の災害対応体制の強化

| | | | | | | | |
|-----|------|---|----|----|--|-----|--------|
| 175 | 事業名 | 総合支援窓口開設・運営に係る業務体制の確保 | | | | 所管局 | 防災、関係局 |
| | 事業概要 | 大規模災害発生時、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを行う総合支援窓口の開設・運営を円滑に実施するため、訓練を実施するとともに必要に応じてマニュアルを更新します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施・検討 | | | | | |
| | | 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 総合支援窓口開設・運営マニュアルの作成 総合支援窓口開設・運営訓練の実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> 総合支援窓口開設・運営訓練の実施 総合支援窓口開設・運営マニュアルの検証・更新 | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|---|----|----|---|-----|-----|
| 176 | 事業名 | 罹災証明書発行業務における実施体制の充実 | | | | 所管局 | ス市 |
| | 事業概要 | 大規模災害時の申請窓口の混雑抑制に向けて、罹災証明書発行に係るオンライン受付時の対応検討、広報内容の整理を行い、現状の実施体制をより充実したものとします。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 検討・整理 | | | | | |
| | | 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムによる受け付けを実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時のオンライン受付の手法を検討し、運用方法を検討・整理し、「罹災証明書発行等の手引き」に記載 罹災証明書発行に関する広報内容の整理 | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|---|----|---|-----|----|-----|
| 177 | 事業名 | 大規模災害時を想定した消防体制の充実 | | | 所管局 | 消防 | |
| | 事業概要 | 大規模災害時における緊急消防援助隊の効果的かつ効率的な受援体制の確立を図るとともに、消防隊・消防団の活動能力の向上を目的とした訓練環境の整備について検討する。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 検討・推進 | | | | | ➔ |
| | | 現況（R6年度末） | | 計画目標 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の受援体制について検討 消防隊・消防団の訓練環境の整備について検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の受援体制について検討 消防隊・消防団の訓練環境の整備について検討 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------|--|----|--|-----|---------|-----|
| 178 | 事業名 | 地域防災活動の支援等に係る区の体制強化 | | | 所管局 | 防災、ス市、区 | |
| | 事業概要 | 令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、区の地域特性に応じた施策・事業を一層推進し、地域防災活動の活性化等を図るための区の体制強化について検討します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 体制の検討・強化 | | | | | ➔ |
| | | 現況（R6年度末） | | 計画目標 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 支援体制の検討 | | <ul style="list-style-type: none"> 支援体制の検討・強化 | | | |

2-4 避難生活・生活再建支援体制の強化

| | | | | | | | |
|--|------|---|---|----|-----|----|-----|
| 179 | 事業名 | 避難者支援の推進 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業概要 | <p>国の「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への考え方の転換を契機として、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き（内閣府）」等を踏まえ、「避難所に滞在する避難者」および「在宅・車中泊などの避難所以外の場所に滞在する避難者」といった避難者の支援強化を図るため、デジタル技術の活用等により、効率的かつ効果的な支援体制を構築します。</p> | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 検討・推進  | | | | | |
| 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 紙による避難者名簿の作成 巡回による避難所外避難者の把握・対応 | | | <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術等を活用した効率的かつ効果的な避難者支援を検討 | | | | |

| | | | | | | | |
|--|------|---|---|----|-----|-----------|-----|
| 180 | 事業名 | 災害時における良好なトイレ利用環境の確保 | | | 所管局 | 防災、環境、関係局 | |
| | 事業概要 | <p>災害時における良好なトイレ利用環境の確保に向けて、下水道直結式マンホールの整備、簡易トイレの備蓄、仮設トイレの調達、し尿収集、衛生管理など多岐に渡る業務について、横断的に整理した計画を策定します。</p> | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 検討・推進  | | | | | |
| 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレとして、下水道直結式トイレ、汲み取り式トイレ、簡易パック式トイレ、簡易洋式便座を確保 | | | <ul style="list-style-type: none"> トイレ環境向上に向けた計画の策定、取組の検討・推進 トイレカーの導入 | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|------------------------|---|------|---------------------------------------|-----|----|-----|
| 181 | 事業名 | 公費解体に係る手続きの整備及び体制構築の検討 | | | 所管局 | 環境 | |
| | 事業概要 | 公費解体の申請受付事務に関する要綱・マニュアル等及び業務体制の整備に向けた検討を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 体制の検討・推進 | | | | | |
| 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | | | |
| | ・要綱・マニュアル等及び業務体制の整備を検討 | | | ・公費解体の申請受付事務に関する要綱・マニュアル等及び業務体制の整備を検討 | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|---|------|--------------------------------------|-----|----|-----|
| 182 | 事業名 | 学校再開等に関する体制構築に係る検討 | | | 所管局 | 教育 | |
| | 事業概要 | 早期の学校再開に向けた体制の構築（既存の『地震防災マニュアル』の更新・周知）を実施します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 体制の検討・推進 | | | | | |
| 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | | | |
| | ・地震防災マニュアルの更新 | | | ・地震防災マニュアルの更新完了 ・事務局及び学校現場への周知の実施 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|--|---|----|----|-----|----|-----|
| 183 | 事業名 | 災害廃棄物処理計画の改定 | | | 所管局 | 環境 | |
| | 事業概要 | 災害廃棄物処理計画を南海トラフ地震の被害想定の見直し等を反映させた内容に改定します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 調整 | | | 改定 | | |
| | 現況（R6年度末） | 計画目標 | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 国、県等の南海トラフ地震の被害想定の見直しに関する動向について調査を実施 | <ul style="list-style-type: none"> (R8) 計画改定のための調整 (R9～R10) 計画改定のための調査検討 (R10) 計画の改定及び公表 | | | | | |

方針 3 : 災害に強いまちづくりの推進【行政による都市基盤の整備等】

3-3 迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備

| | | | | | | | |
|-----|------|---|----|------------------------|-----|----|-----|
| 184 | 事業名 | 災害情報システムの構築 | | | 所管局 | 上下 | |
| | 事業概要 | 災害時に迅速な応急活動や広報媒体を通じた速やかな情報提供などを行うため、上下水道施設の被害状況や応急活動の進捗情報を迅速に共有・集計する災害情報システムを構築します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 構築・運用 | | | | | → |
| | | 現況 (R6年度末) | | 計画目標 | | | |
| | | ・災害情報システムの構築の検討及び調達手続きの実施 | | ・災害情報システムの構築完了 (令和8年度) | | | |

3-4 避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備

| | | | | | | | |
|---|------|---|---|----|------|----|-----|
| 185 | 事業名 | 上下水道施設の早期復旧体制の強化 | | | 所管局 | 上下 | |
| | 事業概要 | 大規模災害時には、応急給水や上下水道施設および宅地内給排水設備の早期復旧のために他都市や関係団体との協力が必要となることから、他都市や関係団体との訓練等を実施することにより連携を強化します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施 | | | | | |
| | | 現況（R6年度末） | | | 計画目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・受援を想定した訓練等の実施 ・関係団体との連携強化を目的とした訓練等の実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・受援を想定した訓練等の実施 ・関係団体との連携強化を目的とした訓練等の実施 | | | | |

その他（方針 1 ～ 4 にかかる横断的施策）

| | | | | | | | |
|---|----------|--|-----|-----|-----|-----|------|
| 186 | 事業名 | 南海トラフ地震等被害想定調査 及び対応検討 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業 概要 | 南海トラフ地震及び活断層型地震に係る被害想定調査を実施し、その結果を踏まえ、震災対策に係る今後の対応検討を実施します。また、被害想定を踏まえて震災対策に係る対応方針の取りまとめや周知・啓発等を実施します。 | | | | | |
| | 事業 計画 | ～ R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 検討・周知啓発  | | | | | |
| 現況（R 6 年度末） | | 計画目標 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震等被害想定及び対応検討の実施に向けて検討 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震等被害想定及び対応検討の実施 ・ 被害想定を踏まえた震災対策に係る周知・啓発等の実施 | | | | | |

2 新たな国土強靱化基本計画における「起きてはならない最悪の事態」

新たな国土強靱化基本計画では、地震・津波及び風水害等の大規模自然災害等をリスクとして想定し、6つの事前に備えるべき目標と35の「起きてはならない最悪の事態」として、下記の表のとおり設定されました。

現行計画との整合を図り、本計画における新規事業についても『「新たな国土強靱化基本計画」における脆弱性評価の「起きてはならない最悪の事態」』との整理を一覧（37頁に掲載）として示します。

| 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | |
|---|--|
| 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| 1-3 | 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生 |
| 1-4 | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） |
| 1-5 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生 |
| 1-6 | 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生 |
| 1-7 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | |
| 2-1 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 2-7 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| 3. 必要不可欠な行政機能を確保する | |
| 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 3-2 | 首都圏等での中央官庁機能の機能不全 |
| 3-3 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |

| 4. 経済活動を機能不全に陥らせない | |
|---|---|
| 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下 |
| 4-2 | コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 |
| 4-3 | 海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響 |
| 4-4 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 |
| 4-5 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響 |
| 4-6 | 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| 4-7 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | |
| 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5-2 | 電力ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| 5-3 | 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |
| 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | |
| 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| 6-2 | 災害復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 |
| 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |
| 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| 6-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響 |

<新規事業における『「新たな国土強靱化基本計画」における脆弱性評価の「起きてはならない最悪の事態」』との整理>

| 事業番号 | 施策 | 起きてはならない最悪の事態 | 事業名 | 所管局 |
|------|-----|-----------------|------------------------|-----------------|
| 175 | 2-3 | 2-3,3-3, 6-4 | 総合支援窓口開設・運営に係る業務体制の構築 | 防災 関係局 |
| 176 | 2-3 | 2-3,3-3, 6-4 | 罹災証明書発行業務における実施体制の充実 | ス市 |
| 177 | 2-3 | 2-1 | 消防学校跡地を活用した消防体制の充実 | 消防 |
| 178 | 2-3 | 3-3,6-2 | 地域防災活動の支援等に係る区の体制強化 | 防災 ス市 区 |
| 179 | 2-4 | 2-3 | 避難者支援の推進 | 防災 |
| 180 | 2-4 | 2-3,2-4, 5-4 | 災害時における良好なトイレ利用環境の確保 | 防災 環境 関係局 |
| 181 | 2-4 | 3-3,6-3, 6-4 | 公費解体に係る手続きの整備及び体制構築の検討 | 環境 |
| 182 | 2-4 | 3-3 | 学校再開等に関する体制構築に係る検討 | 教育 |
| 183 | 2-4 | 6-3 | 災害廃棄物処理計画の改定 | 環境 |
| 184 | 3-3 | 2-4,5-4 | 災害情報システムの構築 | 上下 |
| 185 | 3-4 | 2-4,3-3, 5-4 | 上下水道施設の早期復旧体制の強化 | 上下 |



第6章

具体的事業の展開(拡充事業)

1 方針別個別事業の展開

方針 1：地域防災力の強化【市民・事業者等への支援】

1-1 市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上

| | | | | | | | |
|-------|-------------------------|--|-------|---------|------|----|-----|
| 1 | 事業名 | 水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発 | 所管局 | 防災、関係局区 | | | |
| | 事業概要 | 想定最大規模の洪水・内水氾濫・高潮等を前提とした浸水想定区域を周知し、適切な避難行動等を促すため、市政出前トークやSNSでの啓発、各種イベントでの周知・啓発活動など、様々な機会を捉えてハザードマップ等の周知・啓発を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 促進  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 周知・啓発 | | | 周知・啓発 | | | | |
| 拡充内容 | ・より効果的なハザードマップの周知・啓発の実施 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|-----------------|---|------------|-------|------|----|-----|
| 8 | 事業名 | 災害時に備えた在宅支援の推進 | 所管局 | 健福、子青 | | | |
| | 事業概要 | 人工呼吸器を使用する在宅の障害児・者及び難病患者等が、災害による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置の購入に係る費用の全部又は一部について令和6年10月から助成を実施しており、人工呼吸器以外の機器を使用する障害児・者及び難病患者等が災害発生時においても安心して生活を送ることができる環境づくりを行うため、助成対象者の拡充を検討します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 人工呼吸器使用者を対象に助成を実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 助成実施に向けて検討・準備 | | | ニーズを踏まえて拡充 | | | | |
| 拡充内容 | ・助成対象者の拡充に向けた検討 | | | | | | |

1 - 2 住宅・建築物等の被害拡大の防止

| | | | | | | | |
|-------------|---|--|------|-----|-----|---------|------|
| 1 4 | 事業名 | 感震ブレーカーの設置促進 | | | 所管局 | 防災、関係局区 | |
| | 事業概要 | 地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 促進 | | | | | |
| | |  | | | | | |
| 現況（R 5 年度末） | | | 計画目標 | | | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー設置助成 7 1 2 件 ・感震ブレーカー設置助成（分電盤タイプ） 3, 2 8 0 件（5 か年） | | | | | | |
| 拡充内容 | ・必要に応じた国に対する財政支援等の要請 | | | | | | |

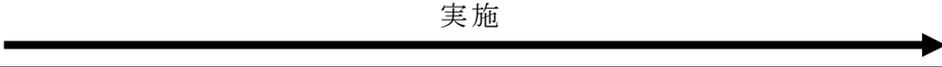
方針 2 : 災害対応力の強化【行政の体制強化】

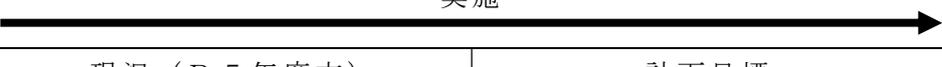
2-1 「命を守る」避難対策の強化

| | | | | | | | |
|----------|---|--|-----|-----|------|-----|------|
| 29 | 事業名 | 災害時の情報収集・共有体制の充 実・更新 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業 概要 | 災害時における迅速な情報収集及び効果的な情報共有に向け て、各種防災システムの整備・維持管理を行うとともに、最新の I C T 技術等を用いた多様な手段の拡充を検討します。 | | | | | |
| | 事業 計画 | ～ R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 整備・維持管理・検討 | | | | | ➔ |
| | | 現況 (R 5 年度末) | | | 計画目標 | | |
| 拡充 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種システムの適正な維持管 理及び必要な機能拡充の実施 ・職員に対する操作訓練等の実 施 ・先進技術や民間サービス等を 活用した新たなシステムの導 入の検討 ・防災行政無線 (デジタル移動 系) の更新検討 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|-----|----------|----------|------|
| 3 4 | 事業名 | 災害時における広報・広聴活動の推進 | | | 所管局 | 防災、市長、ス市 | |
| | 事業概要 | 災害時において、市民ニーズに応じた適時かつ効率的な広報・広聴を推進するため、体制の検討及び新たなツールの導入を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 検討 | | 構築 | 運用・保守・検討 | | |
| | | 現況（R 5年度末） | | | 計画目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関するFAQデータベースの作成 ・災害時広報・広聴体制の構築に係る検討を実施 ・防災ポータルサイトの構築に係る検討を実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関するFAQデータベースの更新 ・災害時広報・広聴体制の構築運用及び検討 ・FAQシステムの導入、運用及び保守 ・防災ポータルサイトの構築、運用及び保守 | | | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・発災時の記録撮影について、考え方を整理し、体制の見直しを検討 | | | | | | |

2-3 行政の災害対応体制の強化

| | | | | | | | |
|------|--|--|----|---|------|----|-----|
| 44 | 事業名 | 応援体制の構築にかかる検討 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業概要 | 被災自治体への迅速かつ適正な応援体制を整備するため、必要な検討を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| | 市域外で大規模災害が発生した場合に、被災自治体を広域的に応援する枠組みに基づき支援を実施 | | | 被災自治体を広域的に応援する枠組みに基づいて、被災地域への迅速かつ適切な支援を実現するため、関係機関との連携を強化 | | | |
| 拡充内容 | ・応援が想定される業務の知見を有する職員の災害マネジメント総括支援員等の登録 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|---|--|----|------|------|---------------|-----|
| 51 | 事業名 | 被災者支援体制の強化 | | | 所管局 | 防災、財政、ス市、関係局区 | |
| | 事業概要 | 被災者の生活再建支援を総合的かつ効率的に実施するため、迅速な家屋被害調査及び罹災証明書の発行を行い、被災者台帳として情報を一元的に管理できるシステム利用の習熟に向けた研修の実施や、各種調整を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| | 事業実施 | | | 事業実施 | | | |
| 拡充内容 | ・被災者支援に関する各種制度受付事務への被災者生活支援システム活用の検討、調整 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|---|--|----|----|------|-------|-----|
| 53 | 事業名 | 帰宅困難者対策等の推進 | | | 所管局 | 防災、住都 | |
| | 事業概要 | 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画に基づき、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施するとともに、大雨等の影響による滞留者発生が懸念されるため、鉄道事業者との連絡や情報発信等の対策の強化をしていきます。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 計画の運用等 | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の推進 ・ 伏見・栄地区都市再生安全確保計画の推進 ・ 金山駅周辺地区エリア防災計画の推進 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|---|----|----|------|----|-----|
| 73 | 事業名 | 消防・救助体制の充実強化 | | | 所管局 | 消防 | |
| | 事業概要 | 南海トラフ地震を含め、多様化・複雑化する災害に的確に対応するため、消防機械器具の充実・機能強化を図るほか、消防団及び関係機関との連携強化を実施するとともに、消防学校における教育体制を強化します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施 | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防車両等の更新 <ul style="list-style-type: none"> ▶車両 139両（5か年） ▶航空機 1機 ▶消防艇 1艇 ・ 消防隊・消防団の連携訓練の実施 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|---|-----|-----|------|-----|------|
| 7 4 | 事業名 | 総合防災情報システムの充実 | 所管局 | 消防 | | | |
| | 事業概要 | 総合防災情報システムの充実を図り、安定した運用を維持するため、消防業務の根幹をなす指令管制システムや現場活動での円滑な通信を確保するための消防救急デジタル無線設備の更新などを実施します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 実施 | | | | | |
| | | 現況（R 5 年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指令管制システムの更新 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 詳細設計に基づくシステム開発 ▶ 更新工事着工 ・ 消防救急デジタル無線の更新（基本調査） | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指令管制システムの更新完了 ・ 消防救急デジタル無線の更新 | | | | | | |

2-4 避難生活・生活再建支援体制の強化

| | | | | | | | |
|------|---|--|----|----|------|----|-----|
| 77 | 事業名 | 災害救助用物資の備蓄 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業概要 | 避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を充実させます。また、更新する備蓄物資を活用し、イベントや訓練等において家庭内備蓄率向上を図るため、市民に対し啓発します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小河川の浸水想定を踏まえた、食糧・毛布の備蓄を拡充 ・大規模災害時等のライフラインが途絶した場合の必要な物資の確保策の検討（液体ミルクの備蓄等） | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|---|--|----|----|------|----|-----|
| 78 | 事業名 | 受援計画の検証 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業概要 | 国及び他自治体からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援計画を検証し、必要に応じて見直しを行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練等を通じて計画を検証 ・総務省において、南海トラフ地震アクションプランを策定中 | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震アクションプランを受援計画へ反映 ・必要に応じて受援対象業務等を検証 ・関係機関と連携した訓練の実施 | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・国の制度改正等を踏まえた計画の見直し | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|---|---|---------|----|----|-----|
| 80 | 事業名 | 指定避難所における良好な生活環境の確保 | 所管局 | 防災、関係局区 | | | |
| | 事業概要 | 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」 [*] や社会情勢等を踏まえ、円滑な避難所運営の支援及び避難所生活が長期化した場合を見据えた避難所の質の向上に向けた取組を検討、推進します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | | | | | | |
| 拡充内容 | 現況（R5年度末） | | 計画目標 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・物資の分散備蓄 ・感染症対策 ・電源及び通信環境の確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の質の向上に向けた取組を検討、推進 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベッドやパーティションの備蓄を充実 ・居住スペース、キッズスペース、食事の質の確保に向けた調整 ・国に対して、避難所の生活環境の確保に向けた継続的な財政支援を要請 | | | | | | |

※令和6年12月に改定

| | | | | | | | |
|--------------------|--|---|-----|------|----|----|-----|
| 83 | 事業名 | 災害用トイレの備蓄 | 所管局 | 環境 | | | |
| | 事業概要 | 災害発生時に指定避難所の給排水ができない場合等に備え、避難者が円滑にトイレを利用できるよう、災害用トイレの備蓄を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | 計画目標 | | | |
| 100% （必要備蓄数の確保） | | 100% （必要備蓄数の確保） | | | | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易パック式トイレ数の充実に向けた検討 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|---|----|----|------|----|-----|
| 86 | 事業名 | 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備 | | | 所管局 | 住都 | |
| | 事業概要 | 応急仮設住宅の速やかな着工を図るため、新たな建設候補地について、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管するとともに、既存応急仮設住宅建設候補地台帳を更新します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設予定候補地における集会施設が設置可能な施設について、集会施設を設置する配置計画図の作成 | | | | | | |

方針 4：防災人材育成の推進【普及啓発・教育、訓練・研修】

| | | | | | | | |
|-------|--|---|-----|-----|------|-----|------|
| 1 3 5 | 事業名 | 災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業概要 | 大規模災害時における災害対応を円滑に行うため、災害対応の知見を有する外部コンサルタントや外部講師を活用し市本部・区本部に係る研修・訓練の内容の充実化を図るとともに研修の対象職員を拡充します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 実施 | | | | | |
| | | 現況（R 5 年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階層別職員研修の実施 ・ 市災害対策本部運営訓練の実施 ・ 区本部運営等に係る研修・訓練（区長向け防災研修を含む）の実施 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|--|---|-----|-----|------|-----|------|
| 1 4 1 | 事業名 | 港防災センターの機能強化 | | | 所管局 | 防災 | |
| | 事業概要 | 港防災センターについて、総合的な防災啓発・人材育成の拠点施設とするため、移転整備地において改築を行います。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
| | | 実施 | | | | | |
| | | 現況（R 5 年度末） | | | 計画目標 | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 港防災センターの移転改築における調査、設計等 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|---|---|----|--|------|----|-----|
| 146 | 事業名 | 家屋被害調査研修の実施 | | | 所管局 | 財政 | |
| | 事業概要 | 大規模災害時には、被災家屋が膨大な数に上ることが想定され、多くの職員が家屋被害調査に従事することが求められることから、家屋被害調査の基本的な知識の取得と大規模災害に対する意識の向上を目的とした研修を実施し、有事の備えとします。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施 | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税課職員を中心に家屋被害調査訓練を実施 税部門の職員を対象に家屋被害調査のEラーニング及び発災時に使用する被災者生活再建支援システム研修を実施 発災後、円滑に調査を実施するため、大規模災害時における家屋被害調査実施マニュアルを定めて実施手順を整備 | | | <ul style="list-style-type: none"> 家屋被害調査従事予定の全職員を対象に、被災者生活再建支援システム研修及び実地調査訓練を毎年度1回ずつ開催 税部門の全職員を対象とした家屋被害調査のEラーニングを実施 法制度の変遷等に合わせマニュアルを更新 | | | |
| 拡充内容 | 調査計画作成支援ツールを用いた家屋被害調査実地訓練の実施 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|----|------|----|-----|
| 148 | 事業名 | 災害ボランティアセンター設置 運営研修・訓練 | 所管局 | ス市 | | | |
| | 事業概要 | 市民活動団体、社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練を実施します。 | | | | | |
| | 事業計画 | ～R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
| | | 実施  | | | | | |
| | | 現況（R5年度末） | | | 計画目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月に「市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイド」を策定 年1回、市民活動団体及び市・区社会福祉協議会等と合同で、災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練を実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練を年1回実施 | | | | |
| 拡充内容 | <ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターにおける通信環境の整備 | | | | | | |

A decorative graphic consisting of a purple triangle in the top-left corner and a purple rectangular frame surrounding the text.

参 考

1 能登検証の結果を踏まえた事業一覧

災害対策実施計画【拡充版】における5章、6章で掲載している具体的事業について、能登検証の対応方針として整理した5つの項目ごとに一覧として示しています。

なお、各事業について対応する事業番号と事業の新規・拡充、拡充版における頁数を記載しています。

| 1.災害対応力の強化 | | |
|----------------|-------------------------------|-------------|
| 事業番号 | 事業名 | 頁 |
| No.177 【新規】 | 消防学校跡地を活用した消防体制の充実 | ○拡充版 27頁 |
| No.178 【新規】 | 地域防災活動の支援等に係る区の体制強化 | ○拡充版 27頁 |
| No.182 【新規】 | 学校再開等に関する体制構築に係る検討 | ○拡充版 29頁 |
| No.183 【新規】 | 災害廃棄物処理計画の改定 | ○拡充版 30頁 |
| No.184 【新規】 | 災害情報システムの構築 | ○拡充版 31頁 |
| No.29 【拡充】 | 災害時の情報収集・共有体制の充実・更新 | ○拡充版 38頁 |
| No.44 【拡充】 | 応援体制の構築にかかる検討 | ○拡充版 40頁 |
| No.53 【拡充】 | 帰宅困難者対策等の推進 | ○拡充版 41頁 |
| No.73 【拡充】 | 消防・救助体制の充実強化 | ○拡充版 41頁 |
| No.135 【拡充】 | 災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練 | ○拡充版 46頁 |
| 2.被災者支援の充実 | | |
| No.175 【新規】 | 総合支援窓口開設・運営に係る業務体制の確保 | ○拡充版 26頁 |
| No.176 【新規】 | 罹災証明書発行業務における実施体制の充実 | ○拡充版 26頁 |
| No.179 【新規】 | 避難者支援の推進 | ○拡充版 28頁 |
| No.180 【新規】 | 災害時における良好なトイレ利用環境の確保 | ○拡充版 28頁 |
| No.181 【新規】 | 公費解体に係る手続きの整備及び体制構築の検討 | ○拡充版 29頁 |

| | | |
|----------------------|-------------------------------|--------------|
| No.34 【拡充】 | 災害時における広報・広聴活動の推進 | ○拡充版 39 頁 |
| No.51 【拡充】 | 被災者支援体制の強化 | ○拡充版 40 頁 |
| No.77 【拡充】 | 災害救助用物資の備蓄 | ○拡充版 43 頁 |
| No.80 【拡充】 | 指定避難所における良好な生活環境の確保 | ○拡充版 44 頁 |
| No.83 【拡充】 | 災害用トイレの備蓄 | ○拡充版 44 頁 |
| No.86 【拡充】 | 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備 | ○拡充版 45 頁 |
| No.146 【拡充】 | 家屋被害調査研修の実施 | ○拡充版 47 頁 |
| 3.地域防災力の強化 | | |
| No.178 【新規】 | 地域防災活動の支援等に係る区の体制強化 | ○拡充版 27 頁 |
| No.1 【拡充】 | 水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発 | ○拡充版 36 頁 |
| No.14 【拡充】 | 感震ブレーカーの設置促進 | ○拡充版 37 頁 |
| 4.多様な機関との連携強化 | | |
| No.185 【新規】 | 上下水道施設の早期復旧体制の強化 | ○拡充版 32 頁 |
| No.44 【拡充】 | 応援体制の構築にかかる検討 | ○拡充版 40 頁 |
| No.78 【拡充】 | 受援計画の検証 | ○拡充版 43 頁 |
| 5.防災DXの推進 | | |
| No.179 【新規】 | 避難者支援の推進 | ○拡充版 28 頁 |
| No.184 【新規】 | 災害情報システムの構築 | ○拡充版 31 頁 |
| No.29 【拡充】 | 災害時の情報収集・共有体制の充実・更新 | ○拡充版 38 頁 |
| No.73 【拡充】 | 消防・救助体制の充実強化 | ○拡充版 41 頁 |
| No.146 【拡充】 | 家屋被害調査研修の実施 | ○拡充版 47 頁 |

| | | |
|----------------|-----------------------|-------------|
| No.148 【拡充】 | 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練 | ○拡充版 52頁 |
|----------------|-----------------------|-------------|

2 南海トラフ地震防災対策推進基本計画変更を踏まえた主な重点事業一覧

現行の災害対策実施計画、災害対策実施計画【拡充版】で掲載している具体的事業について、推進基本計画で整理された5つの項目ごとに、本市として重点的に推進する主な事業を一覧として示しています。

なお、各事業について対応する事業番号と事業の新規・拡充、現行計画・拡充版における頁数を記載しています。

| 1.社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築 | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 事業番号 | 事業名 | 頁 |
| No.1 【拡充】 | 水防法改正等に伴うハザードマップ等の周知・啓発 | ○拡充版 36頁 |
| No.18 | 産学官連携による地域強靱化の推進 | ●現行 64頁 |
| No.28 | 文化財の保護対策 | ●現行 70頁 |
| No.29 【拡充】 | 災害時の情報収集・共有体制の充実・更新 | ○拡充版 38頁 |
| No.30 | 災害時の情報伝達体制の充実・更新 | ●現行 72頁 |
| No.44 【拡充】 | 応援体制の構築にかかる検討 | ○拡充版 40頁 |
| No.46 | 国及び自治体間の相互連携の推進 | ●現行 79頁 |
| No.49 | 名古屋市業務継続計画(震災編)の改定・検証 | ●現行 80頁 |
| No.78 【拡充】 | 受援計画の検証 | ○拡充版 43頁 |
| No.98 | 集約連携型まちづくりの推進 | ●現行 101頁 |
| No.127 | 復興イメージトレーニング | ●現行 112頁 |
| No.135 【拡充】 | 災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練 | ○拡充版 46頁 |
| No.141 【拡充】 | 港防災センターの機能強化 | ○拡充版 46頁 |
| No.144 | 各区総合防災訓練 | ●現行 119頁 |
| No.147 | 災害ボランティアコーディネーター養成講座 | ●現行 120頁 |

| | | |
|--------------------------|-----------------------|-------------|
| No.148 【拡充】 | 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練 | ○拡充版 52頁 |
| No.169 | 児童・生徒への防災教育 | ●現行 128頁 |
| No.186 【新規】 | 南海トラフ地震等被害想定調査及び対応検討 | ○拡充版 33頁 |
| 2. 被害の絶対量を減らす取組 | | |
| No.14 【拡充】 | 感震ブレーカーの設置促進 | ○拡充版 37頁 |
| No.25 | 地下街の防災対策の推進 | ●現行 68頁 |
| No.26 | 民間建築物の耐震化 | ●現行 69頁 |
| No.27 | 木造住宅密集地域改善助成 | ●現行 69頁 |
| No.32 | 避難場所の確保の推進 | ●現行 73頁 |
| No.39 | 避難地として計画された公園の整備 | ●現行 76頁 |
| No.56 | 防災拠点の機能確保 | ●現行 83頁 |
| No.91 | 学校施設の整備 | ●現行 98頁 |
| No.100 | 盛土等の安全対策推進に係る調査 | ●現行 102頁 |
| No.101 | 市有建築物の耐震対策 | ●現行 102頁 |
| No.186 【新規】 | 南海トラフ地震等被害想定調査及び対応検討 | ○拡充版 33頁 |
| 3. ライフライン・インフラの強化 | | |
| No.99 | 名古屋港の防災機能強化 | ●現行 102頁 |
| No.105 | 河川・排水施設等の耐震化 | ●現行 104頁 |
| No.117 | 地下鉄構造物の耐震対策 | ●現行 108頁 |
| No.118 | 民間鉄道施設の耐震化の促進 | ●現行 109頁 |

| | | |
|---------------------------------|---------------------|--------------|
| No.121 | 橋りょうの耐震化 | ●現行 110 頁 |
| No.124 | 電線類の地中化 | ●現行 111 頁 |
| No.128 | 水道基幹施設の耐震化 | ●現行 112 頁 |
| No.129 | 配水管の耐震化 | ●現行 113 頁 |
| No.130 | 下水道基幹施設の耐震化 | ●現行 113 頁 |
| No.133 | 下水管の耐震化 | ●現行 114 頁 |
| 4.救助体制・救急救命を強化する施策・防災 DX | | |
| No.17 | 消防団の充実強化 | ●現行 63 頁 |
| No.57 | 災害拠点病院の医療機能の充実 | ●現行 84 頁 |
| No.66 | 社会福祉施設等の耐災害性強化対策 | ●現行 87 頁 |
| No.70 | 救急出動体制の充実 | ●現行 89 頁 |
| No.73 【拡充】 | 消防・救助体制の充実強化 | ○拡充版 41 頁 |
| No.74 | 総合防災情報システムの充実 | ●現行 91 頁 |
| No.155 | 医療救護所等運営体制の充実 | ●現行 123 頁 |
| No.177 【新規】 | 消防学校跡地を活用した消防体制の充実 | ○拡充版 27 頁 |
| 5.被災者支援、災害関連死防止の対策 | | |
| No.51 【拡充】 | 被災者支援体制の強化 | ○拡充版 40 頁 |
| No.77 【拡充】 | 災害救助用物資の備蓄 | ○拡充版 43 頁 |
| No.79 | 要配慮者の避難場所の充実 | ●現行 93 頁 |
| No.80 【拡充】 | 指定避難所における良好な生活環境の確保 | ○拡充版 44 頁 |

| | | |
|----------------|------------------------|--------------|
| No.83 【拡充】 | 災害用トイレの備蓄 | ○拡充版 44 頁 |
| No.92 | 学校体育館の空調設備の整備 | ●現行 98 頁 |
| No.93 | 指定避難所の給排水機能の確保 | ●現行 98 頁 |
| No.119 | 緊急輸送道路等の整備 | ●現行 109 頁 |
| No.175 【新規】 | 総合支援窓口開設・運営に係る業務体制の確保 | ○拡充版 26 頁 |
| No.176 【新規】 | 罹災証明書発行業務における実施体制の充実 | ○拡充版 26 頁 |
| No.179 【新規】 | 避難者支援の推進 | ○拡充版 28 頁 |
| No.180 【新規】 | 災害時における良好なトイレ利用環境の確保 | ○拡充版 28 頁 |
| No.181 【新規】 | 公費解体に係る手続きの整備及び体制構築の検討 | ○拡充版 29 頁 |

名古屋市災害対策実施計画【拡充版】

発行・編集 名古屋市防災危機管理局

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-3523

FAX：052-962-4030

策定年月 2026年3月

